

平成22年度老人保健福祉関係予算の概要

－ 老 健 局 －

(21年度予算額) (22年度予算)
老人保健福祉関係予算 2兆978億円 → 2兆1,966億円

*
老健局計上経費 1兆7,110億円 → 1兆7,785億円

*他局計上分(2号保険料国庫負担金等)を除いた額である。

【主要事項】

I 地域における介護基盤の整備 283億円

1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)の交付

263億円

(地域密着型サービスの基盤整備については、21年度補正予算(第1号)に23年度までに必要な経費を計上。(4ページ【参考】の2を参照))

○ 都市部における低所得高齢者の居住対策の促進(新規)

要介護度が比較的低い低所得高齢者に対する居住対策として、都市部を中心とした地域において、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対し助成を行う。

○ 施設内保育施設整備事業の推進(新規)

特別養護老人ホーム等で就労する介護職員等が利用できる施設内保育施設の設置に係る費用を支援し、産後休暇又は育児休暇後の職場復帰が容易となる環境を整備する。

○ 既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業の推進

消防法施行令の改正に伴い、スプリンクラー設置が義務付けられた認知症高齢者グループホーム等小規模福祉施設に対し、スプリンクラー設置に係る費用を支援し、小規模福祉施設入居者の安全を確保する。

2. 地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）の交付

20億円

地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るために必要な設備やシステムに要する経費などに対し、助成を行う。

Ⅱ 介護保険制度の円滑な運営

2兆1,521億円

(1) 介護給付に対する国の負担等 2兆763億円
介護保険制度を着実に実施するため、介護給付等の実施に必要な額を確保する。

○ 介護給付費負担金 1兆3,002億円
各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。
(施設等給付費(※)においては、15%を負担)

※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。

○ 調整交付金 3,652億円
全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。
(各市町村間の75歳以上の高齢者割合等に応じて調整)

○ 財政安定化基金負担金 6億円
都道府県が設置する財政安定化基金に対し、国がその3分の1を負担。

○ 2号保険料国庫負担金 4,103億円

(2) 地域支援事業の着実な実施 738億円
要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業を着実に実施する。

(3) 低所得者への配慮 19億円
社会福祉法人による利用者負担減免措置など、低所得者への配慮を行う。

Ⅲ 地域包括ケアの確立等

11億円

- 市町村地域包括ケア推進事業（新規） 5.5億円
市町村における地域包括ケアを推進していくために、地域包括支援センター等を活用して、介護保険外のサービスや住宅関係の情報を含めた高齢者の地域生活を支えるサービス等に関する情報の収集・発信機能を強化する事業や、見守り活動等地域のネットワーク構築を支援する事業等を行う（全国で50ヶ所）。
併せて、集合住宅等に居住する高齢者に対し、24時間365日対応窓口を設置し、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供する事業等を実施する。
- 生活・介護支援サポーター養成事業 2.6億円
新たな住民参加サービス等の担い手を養成し、介護保険制度等社会保障制度と相俟って、市民のための市民による支え合いの基盤を整備する。
- 訪問看護支援事業 2.5億円
訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備し、在宅療養の充実を図るため、訪問看護ステーションの業務を効率化する広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置し、効果的な事業（サービス）実施が図られるよう支援する。
- 第23回全国健康福祉祭いしかわ大会事業費 0.9億円

Ⅳ 認知症施策の総合的な推進

36億円

認知症疾患医療センターについて、認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の充実を図るとともに、認知症の医療と生活の質を高めるための認知症対策等総合支援事業について、若年性認知症自立支援ネットワークの構築や権利擁護の相談窓口体制等の充実により認知症施策の総合的な支援を推進する。

【参考】 平成21年度補正予算（第1号）の概要

1 介護職員の処遇改善 3,975億円

介護職員の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、平成21年度の介護報酬改定（+3.0%）に加えて、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成する。

2 介護基盤の緊急整備等 3,294億円

（1）介護基盤の緊急整備等 2,495億円

地域の介護ニーズに対応するため、新たに施設整備交付金（ハード交付金）を拡充するための基金を設置するなどにより、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。

また、消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。

（2）施設の開設準備経費等についての支援 799億円

特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。

3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等

（1）離職者等に対する職業訓練

離職者等に対し、社会福祉施設等の現場における職業訓練を実施する〔緊急人材育成・就職支援基金の内数〕。

（2）現任介護職員等の研修支援

現任の介護職員等を外部研修等に派遣する場合に、代替職員の確保に必要な経費を助成する〔緊急雇用創出事業の内数〕。

（3）地域における相談支援体制の整備

地域包括支援センター等の機能を強化するため、事務職員や認知症の連携担当職員を配置する〔緊急雇用創出事業の内数〕。